定款施行規則

(第25版)

一般社団法人 日本ヒーブ協議会制定 2007年 4月25日 改正 2023年 3月27日

第1章 会員に関する規則

(会員の種別および資格)

第 1 条 定款第8条の施行規則として、会員の種別および資格を次の各号に定める。

(1) 正会員

企業に働く女性で、一般社団法人日本ヒーブ協議会(以下、「本法人」という)の目的に賛同 し、入会した者をいう。

なお、生活協同組合、農業協同組合、業界団体、消費者関連NPO、大学等の学術研究機関など、企業以外の団体に働く女性で、本法人の目的に賛同して入会を希望する者については、本法人の理念および企業で働く女性の会という本法人の特性を損ねることがないか、理事会で審議のうえ、入会の可否を決定する。

(2) 個人会員

本法人の目的に賛同する女性で、企業に属さず、個人で入会を希望し、理事会で審議のうえ決定した者をいう。ただし、正会員としての活動が継続できなくなった者等が希望する場合は、企業に属する者であっても個人会員への入会や種別変更を認める場合がある。この場合、本法人における企業活動を制限することがある。

(3) 賛助会員

本法人の目的に賛同して、本法人の事業を援助する個人または法人をいう。

(4) 特別会員

本法人の元正会員で、本法人のアドバイザーとして理事会が認めた次のいずれかに該当する個人をいう。

- (ア) 本法人に対し特別な功労があった者
- (イ) 代表理事経験者

なお、特別会員については定期的に更新するものとし、理事会より特別会員継続の意向を確認 することとする。

また、特別会員は、賛助会員を兼ねることができる。

(会員の交代)

- 第 2 条 定款第8条の施行規則として、正会員の交代を次に定める。
 - (1) 正会員がその資格を失った時、本法人に届け出ることによって、後任者はその権利を引き継ぐことができるものとする。なお、後任者は前任者と同じ企業に所属する女性に限ることとする。
 - (2) 個人会員の交代は認めない。

(会員の特典)

第 3 条 定款第8条の施行規則として、会員の特典を次の各号および表1に定める。

(1) 正会員

正会員は、本法人が正会員のために行う研究会、総会、公開講座など、各種の会合の案内を受け、出席することができる。また、本法人の発行する全ての印刷物の配布を受けることができる。 なお、正会員のみに、総会への出席、および本法人の運営への関与を認める。

(2) 個人会員

個人会員は、本法人が主催する講演会(見学会を含む)、公開講座の案内を受け、出席することができる。また、本法人の発行する印刷物について、配布を受けることができる。

(3) 賛助会員

賛助会員は、本法人が主催する講演会(見学会を含む)、公開講座の案内を受け、出席することができる。また、本法人の発行する印刷物について、配布を受けることができる。

(4) 特別会員

特別会員は、本法人が主催する研究会、公開講座など各種の会合の案内を受け、出席することができる。また、本法人の発行する印刷物について、配布を受けることができる。

表1 会員の特典

			正会員	個人会員	賛助会員		性叫人具
		法人			個人	特別会員	
		講演会(見学					
月例研究会		会を含む)	○*1	○*2	○*3	○*2	0
		*5、*6、*7					
		分科会	0	×	×	×	0
公開講座 *4			0	0	0	\circ	0
総会			\circ	×	×	×	×
自主研究会			\circ	0	×	×	0
運営グループ *8			0	×	×	×	×
配布物	会報・連絡事項など		0	0	0	\bigcirc	0
	運営・選挙		0	×	×	×	×
	市販する冊子		無料 (1冊)	有料 (希望 者)	無料 (口数 冊)	有料*9 (希望 者)	有料 (希望者)
ホームへ゜ーシ゛の「メンバーズコーナー 」 の利用			0	0	0	\circ	0
ホームへ゜ーシ゛の「会員企業」コーナ ーへの掲載			0		0		

- *1 正会員と同じ企業に属する者に限り、代理出席を認める(無料)。
- *2 個人会員は無料で参加することができる。なお、代理出席は認めない。
- *3 賛助会員(法人)は賛助1口につき1名が無料で参加することができる。
- *4 公開講座の参加費用は、その都度定めることとする。

- *5 会員のみを対象とする場合を非公開講座(会員限定)、正会員と同じ企業に属する者までを 対象とする場合をセミ公開講座(会員企業限定)、マスコミも含め対象を限定しない場合を 公開講座(公開)とする。
- *6 非会員企業に属する者がセミ公開講座の聴講を希望した場合、有料で参加を許可することができる。ただし、参加申込書の提出および組織理事承認を要する。
- *7 セミ公開講座の聴講を希望した大学生は無料で参加を許可することができる。ただし、参加申込書の提出および組織理事承認を要する。
- *8 定款施行規則第16条により、関西支部理事、九州支部理事が運営委員として指名した者は、会員種別を問わず運営グループに参加することができる。
- *9 10口以上の賛助会員(個人)については、無料で配布する。

(会費)

- 第 4 条 定款第9条および第10条の施行規則として、入会金、会費、および賛助会費を次に 定める。
 - (1) 正会員

入会金 30,000円

年会費 60,000円

※同一団体で、2人目以降が追加で入会する場合は、入会金を免除するものとする。

※退会後10年以内の元正会員が再入会する場合は、入会金を免除するものとする。

(2) 個人会員

入会金 5,000円 年会費 18,000円

(3) 賛助会員

入会金 なし

個人 年額 一口 5,000円、一口以上

法人 年額 一口50,000円、一口以上

(4) 特別会員

入会金 なし

年会費 なし

- 2. 正会員から個人会員に種別変更する場合は入会金不要とし、個人会員が正会員に種別変更する場合は、差額の入会金と会費を納めるものとする。
- 3. 入会金、会費、および賛助会費の一定期間内における金額変更については、理事会で審議のうえ、決定することができる。

(会費の請求および納入)

- 第 5 条 定款第9条の施行規則として、会費の納入方法・請求方法を次に定める。
 - (1) 会費は、原則1年ごとの納入とする。なお、途中入会および復会の場合は、経過月数分の会費を除いた額を納入するものとする。
 - (2) 会費は書面をもって請求する。請求書は4月1日から翌年3月31日分の1年分を、期間前

- の2月に発行し、原則として期初の4月末までに納入する。都合により締日までに納入できない場合は、その理由と納入予定日(最大3ヶ月以内)をあらかじめ申請することで猶予が得られる。
- (3) 定款第15条の規定により、いったん納入された入会金、会費等は返金しない。
- (4) 期日までに会費を納入していない会員には事務局から再請求を行う。督促を受けたにもかかわらず、会費の納入あるいは支払予定日の連絡をしない会員は、会費を納めるまで会員の資格を失う。

(入会)

- 第 6 条 定款第10条の施行規則として、会員の入会の承認手続きを次に定める。
 - (1)入会を希望するものは、様式1に定める「入会申込書」を代表理事に提出しなければならない。
 - (2) 入会申込書を受付後最初に開催される理事会で、第1条に定める会員の種別、および資格に 合致するかどうかを審議のうえ、理事会の決定により入会を認める。
 - (3) 入会日は前号の決定日とする。
 - (4) 特別会員は、会員から推薦があった場合、理事会で審議し、さらに本人の承諾を得た場合に 認定する。推薦者は様式1「特別会員推薦書/登録申請者」を代表理事に提出する。

(会員の休会と復会)

- 第 7 条 定款第11条の施行規則として、休会と復会に関する事項を次に定める。なお、「休会」とは後任の会員をやむを得ず出せないために会員活動を一時的に中断することをいい、「復会」とは休会期間が満了し、会員活動に戻ることをいう。
 - (1) 正会員および個人会員が休会を希望する場合、休会に入る日の1ヶ月前までに、様式2に定める「休会届」を代表理事に届け出なければならない。
 - (2) 休会の期間は、原則1年以内とする。ただし、期間延長の申し出があった場合は、その理由を理事会で審議し、延長を認める場合がある。
 - (3) 休会期間の会費を既に支払っている場合は、休会期間分の会費を復会後に繰り越す。第5条に基づき、復会時に会費の未納期間が発生する場合は速やかに納入する。
 - (4) 休会期間中は、会員は議決権を行使できない。また、第3条に定める会員の特典を享受できない。

(退会)

- 第 8 条 定款第12条の施行規則として、退会に関する事項を次に定める。
 - (1) 正会員、個人会員は、退会の1ヶ月前までに様式3に定める「退会届」を代表理事に提出しなければならない。
 - (2) 退会に際して会費の未納入分があった場合は、未納入分の会費を月割で速やかに納入しなければならない。
 - (3)会費未納が続き、督促を受けたにもかかわらず納入締め日以降4ヶ月間にわたり会費が納入されない場合、あるいは会員と連絡がとれない場合は、理事会の決議により強制退会させることができる。

第2章 理事に関する規則

(選挙管理委員会の設置)

- 第 9 条 定款第18条の施行規則として、理事の選出は選挙管理委員会が行うこととし、選挙 管理委員会の設置に関する事項を次に定める。
 - (1) 現職の代表理事は選挙管理委員会を設置し、選挙および選挙活動推進に関する権限を選挙管理委員会に委任する(8月頃)。
 - (2)選挙管理委員会は、前期代表理事、理事・監事経験のある正会員、および会員の中から募った委員により構成する。現職理事は選挙管理委員

を兼務しないこととする。また、選挙管理委員が次期理事候補になった場合、速やかに選挙管理委員を辞退する。

- (3)選挙管理委員長は、原則として前期代表理事とする。ただし、前期代表理事がその任を負えない場合は、選挙管理委員の互選によって選挙管理委員長を選出する。
- (4) 選挙管理委員会は事務局内に設置する。
- (5) 選挙管理委員会は、総会での新役員の就任をもって解散する。

(代表理事の選出)

- 第 10 条 定款第18条および第19条の施行規則として、代表理事候補者の選出に関する事項 を次に定める。
 - (1) 次期代表理事候補者の資格

次期代表理事に立候補できる者、あるいは次期代表理事候補としての推薦を受けられる者は、 原則理事経験者とする。

- (2) 次期代表理事候補者の立候補および推薦の手続き
 - ア.選挙管理委員会は、次期代表理事の資格者全員に対し、次期代表理事の立候補および推薦 を募る(9月頃)。
 - イ. 選挙管理委員会は、推薦の多い順に打診し、立候補を含めて1名以上の次期代表理事候補者を立てる(10月頃)。
 - ウ. 選挙管理委員会は、理事会に1名以上の次期代表理事候補者を報告する(11月頃)。
- (3) 理事会による次期代表理事候補者1名の推薦
 - ア. 候補者が1名の場合は、11月度理事会の有効議決権の過半数をもって候補者とする。
 - イ. 候補者が複数の場合は、選挙管理委員(1名以上)の立ち会いのもと、理事会内で投票を行い、原則として有効投票数の過半数を取得した者を候補者とする。有効投票数の過半数を取得した者がいない場合、上位2名で再度投票を行う。同点の場合には現職代表理事に一任する。投票用紙は総会で承認されるまで、事務局で保管する。
 - ウ. 理事会は、推薦する候補者1名を会員に対して公表する。公表の仕方は「理事会だより」など、会員が閲覧可能な方法であれば、形式は問わないこととする。

(4)選挙

ア. 告示

選挙管理委員会は、1月の第2~3週に、正会員を対象に告示を行う。

イ. 投票権

正会員は一人1票の投票権をもつ。なお、理事、監事、選挙管理委員も例外としない。

ウ. 投票

正会員は、電磁的方法により投票を行う。無記名とするが、記名票も有効とする。投票の有効期限は、原則として告示から2週間とし、選挙管理委員会の指定に従う。

工. 開票

開票は選挙管理委員会が全責任を負う。

才. 開票結果

- (ア) 正会員数の過半数をもって信任とする。なお、開票結果が信任であった場合、選挙管理委員会による開票結果の公表時から、次期代表理事候補者は、理事会準備会を開催できる。
- (イ) 開票結果が不信任であった場合、選挙管理委員会は新たに候補者を募り、4月の定時総会にて代表理事を決議する。

カ. 開票結果の公表

選挙管理委員会は正会員に開票結果を公表する。

(5) 就任

候補者は総会の承認を経て、総会後最初に開催される理事会の決議をもって、代表理事に就任 する。

(6) 任期

代表理事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(理事の選出)

第 11 条 定款第18条および第19条の施行規則として、理事の選出に関する事項を次に定める。

(1) 定数

- ア. 定款第17条の定めにより、理事の定数は、代表理事を含め3名以上25名以内とする。
- イ. 原則として現職理事の約半数は、留任理事候補者とする。
- ウ.選挙管理委員会は、新任理事候補者を募集する。その定数は、理事の最大定数25名より 次期代表理事候補者および留任理事候補者数を除く数とする。

(2) 理事候補者の資格

- ア. 留任理事候補者の資格は、現職理事であること、および理事会の推薦を受けていることと する。
- イ. 新任理事候補者の資格は、正会員であること、および正会員2名の推薦を受けていることとする。
- (3) 留任理事候補者の選出と立候補の手続き
 - ア. 理事会は、原則として現職理事の約半数を留任理事候補者として選出し、選挙管理委員会 に推薦する(10月頃)。
 - イ. 理事会より推薦を受けた留任理事候補者は、抱負 (200字以内)を選挙管理委員会に提出することで、立候補の手続きを完了とする (~12月頃)。
- (4) 新任理事候補者の選出と立候補の手続き
 - ア. 選挙管理委員会は、事務局から発送する「理事改選のお知らせ(1)」をもって、新任理事

の立候補および推薦を募る(9月頃)。

- イ.選挙管理委員会は、会員からの推薦の多い順に打診し、次期理事会が機能する必要人数の 候補者を立てる(10~11月頃)。
- ウ. 新任理事立候補者は、正会員の推薦者2名を連記した申し出と、推薦者による推薦文(200字以内)を選挙管理委員会に提出することで、立候補の手続きを完了とする(~11月頃)。
- 工. 正会員は、選挙管理委員会宛に新任理事候補を推薦できる。

(5) 選挙

ア. 告示

選挙管理委員会は、1月の第2~3週に、正会員を対象として、告示を行う。

イ. 投票権

正会員は一人1票の投票権をもつ。なお、理事、監事、選挙管理委員も例外としない。

ウ. 投票

- (ア) 留任理事候補者は、一括の信任投票とする。
- (イ) 新任理事候補者は、候補者が定数の範囲に合致する場合は一括の信任投票とする。ただし、定数を超えた場合は投票により選出する。
- (ウ)正会員は、電磁的方法にて投票を行う。無記名とするが、記名票も有効とする。なお、 投票の有効期限は、原則として告示から2週間とし、選挙管理委員会の指定に従う。

工. 開票

開票は選挙管理委員会が全責任を負う。

才. 開票結果

- (ア) 一括信任の場合は、正会員数の過半数をもって信任とする。
- (イ) 投票によって選出される場合は、投票数の多い順に当選者を決定する。同数得票者のある場合は、理事定数の範囲で決定する。ただし、各支部の会員が、それぞれ留任理事を含め1名に満たない場合は、当選に至らなかった者の内、最上位の各支部の会員を繰り上げる。
- (ウ) 開票結果が信任であった場合、および投票によって当選者が決定した場合、選挙管理 委員会による開票結果の公表時から、理事会準備会を組織できる。
- (エ) 開票結果が不信任であった場合、選挙管理委員会は新たに理事候補者を募り、4月の 定時総会にて理事を決議する。

カ. 開票結果の公表

選挙管理委員会は正会員に開票結果を公表する。

(6) 就任

次期理事候補者は総会の決議を経て、理事に就任する。

(7) 任期

理事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、正会員の資格を有する限り、連続 して就任できることとする。

(監事の選出)

第 12 条 定款第18条および第19条の施行規則として、監事の選出に関する事項を次に定め

る。

- (1) 監事は定款第17条の定めにより、2名とする。
- (2) 任期

監事の任期は1期2年とする。ただし、再任は妨げない。

(3) 監事の資格

正会員であること、および理事会の推薦があること。

- (4) 監事の選出と理事会による推薦
 - ア.選挙管理委員会は、次期監事の選出を行う(9月頃)。ただし、現職監事が留任予定で、 欠員が生じない場合は募集を行わない。
 - イ.選挙管理委員会は、理事会に立候補者を報告する。現職監事が留任予定の場合は、留任候補者を理事会に報告する(11月頃)。
 - ウ. 理事会は、留任を含む次期監事候補者を会員に推薦する。公表の仕方は「理事会だより」 など、会員が閲覧可能な方法であれば、形式は問わないこととする。
- (5)選挙

代表理事、理事の選挙と同時に同様の手法で行う。選挙、開票、および結果の公表は選挙管理 委員会が全責任を負う。

(6) 就任

次期監事候補者は総会の決議を経て、監事に就任する。

(補欠選挙)

- 第 13 条 定款第19条の施行規則として、補欠選挙に関する事項を次に定める。
 - (1) 理事および監事が、都合により協議会を退会または休会し運営に支障を来す場合には、必要に応じて正会員による補欠選挙を行う。

(役員の組織)

第 14 条 定款第21条の施行規則として、役員の組織を図1に定める。

図1 役員の組織

2. 代表理事は副代表理事を指名することができる。

(理事会)

- 第 15 条 定款第21条の施行規則として、理事会に関する事項を次に定める。
 - (1) 構成員および議決権 構成員は、代表理事および理事とし、議決権は1人1票とする。

(2) 権限

- ア. 社員総会で決議した事項の執行に関する事項
- イ. 総会に付議すべき事項
- ウ. 総会の決議を要しない会務執行に関する事項
- エ. 社員総会の招集および開催場所の決定
- オ. 入会の承認
- カ. 代表理事候補者の決定
- キ. 代表理事の選任
- ク. 前各号のほか代表理事が必要と認めて付議した事項
- (3) 理事会の開催

理事会は代表理事が必要と認めたとき、理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して 請求があったとき、または監事から請求があったときに開催する。

(4) 理事会の開催方法

理事会の開催は、次の何れかの方法によるものとする。

- ア. 理事が会合し、在席して開催する。
- イ. 前号にかかわらず、下記の場合は書面又は電磁的方法によるメール理事会を開催することができる。
 - ・理事会が決議すべき緊急事項が生じたとき
 - ・やむを得ない事由により会合が困難なとき
 - ・入会承認や日程調整など特に協議を要しない定型的な承認事項等を決議するとき
- ウ. 前号のメール理事会は、提案した理事が代表理事の承認を得て、事務局開局日で3日以上の返答期間を設けて、書面又は電磁的記録により提案を行う。理事全員が同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(5) 理事会の招集および議長

理事会は代表理事が招集し、議長は代表理事があたる。ただし、代表理事が不在の場合、副代 表理事が選任されていれば、副代表理事が代行できる。

(6) 理事会の成立

理事会は理事の総数の過半数の出席により成立する。

(7) 理事会の議決

理事会の議決は、出席理事の過半数の同意により決定する。

- (8) 理事会の議事録
 - ア. 議決については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、 出席代表理事および監事の全員がこれに記名押印または署名しなければならない。但 し、代表理事が不在の場合、出席理事および監事の全員がこれに記名押印または署名し なければならない。書面又は電磁的記録による理事会が開催されたときは、別途議事録 を作成し、書面又は電磁的記録により理事会の決議があった旨を付記する。
 - イ. 議事録は10年間保管する。

(運営グループ)

第 16 条 定款第21条の施行規則として、運営グループに関する事項を次に定める。なお、運営グループは、本法人の運営を分担して行う組織をいい、担当理事によって構成され、以下各号の活動を行う。ただし、運営グループをサポートし本法人の運営に貢献する理事以外の会員の参加を認める場合がある(理事会の承認を要する)。また、理事はグループ及び支部を横断して活動を行うことができる。

(1)研究会推進グループ

会員一人一人が自ら具体的な使命・目標を持って発信・チャレンジ・行動できるよう、研究会活動を推進する。「ヒーブ」のパワーを実感できる場、会員相互の情報交換の場の提供として、研究会活動を実施する。

なお、講師謝礼と交通費の扱いについて下記に定める。

- ア. 月例研究会、総会、支部大会等の講師謝礼
 - 会員が講師をする場合

- · · · 上限10,000円
- ・会員企業の会員外が講師をする場合(グループ会社を含む)・・・ 上限20,00円
- ・会員企業外の企業・団体・個人が講師をする場合
- ・・・上限30,000円
- ・総会・支部大会・公開講演会などで集客を要する場合・・・・上限50,000円

- ※金額の下限は設けない。
- ※複数の講師で講演を行う場合は、原則として上限の範囲で折半とする。
- ※上限を超える場合は、理由を添えて理事会の承認を得ること。
- ※辞退された場合は、謝礼代わりの手土産(原則として、5,000円以内)を用意する。

イ. 交通費

原則交通費は支払わない。ただし、遠方等、状況に応じて実費を支払うことがある。

(2)組織の活性化を図るグループ

協議会の対外ネットワークを強化し、協議会がめざすことを理解・共感し共に創る仲間を増や すことで、協議会活動の充実及び進化促進を図る。

会員の協議会に対する認識を深め、協議会の組織や運営を明確にし、会員自らが積極的に活動 に参加できるように支援する。諸規則の見直しを行い、組織の活性化を図る。

(3) 広報グループ

協議会活動を広く社会に伝えることを目的に、マスコミへの情報発信、機関紙「レポートヒー ブ」の発行、ホームページの運営、さらに「生活講習」を通じて本法人の人的財産を有効活用し、 協議会の認知度を高める活動を担う。

なお、会員が生活講習、外部講演、委員会参加等で受け取った謝礼・交通費の取扱いについて 下記に定める。

ア. 謝礼

- ・原則、謝礼は日本ヒーブ協議会と講演者(会員・会員企業の者)の折半とし、日本ヒーブ協 議会は「生活講習 講演代」として受け取る。
- ・講演者受け取り分は、会社への振込み・本人受け取りなど、要望に合わせて支払う。
- ・講演者が辞退した場合は、全額を日本ヒーブ協議会の「生活講習 講演代」とする。 ※ただし、日本ヒーブ協議会として講師を引き受けた場合に限る。

会員個人もしくは会員企業が依頼を受けた場合は、状況に応じて判断する。

イ. 交通費

- ・依頼者から交通費の支払いがある場合は、全額講演者が受け取る。
- ・日本ヒーブ協議会から交通費は支払わない。

(4) 関西支部

関西支部における研究会、組織、広報、対外交流等の活動の企画・立案・遂行を行う。関西支 部理事は、支部活動の運営を行う運営委員を会員(会員種別を問わない)の中から選出し、任命 することが出来る。また、関西支部理事は、運営委員に対して支部活動の運営に必要な情報を共 有することが出来る。

(5) 九州支部

九州支部における研究会、組織、広報、対外交流等の活動の企画・立案・遂行を行う。九州支

部理事は、支部活動の運営を行う運営委員を会員(会員種別を問わない)の中から選出し、任命 することが出来る。また、九州支部理事は、運営委員に対して支部活動の運営に必要な情報を共 有することが出来る。

第4章 雜則

(個人情報の保護)

- 第 18 条 個人情報保護法を遵守するために、別に定める個人情報保護方針に基づき、個人情報 の適正な取扱いに努める。
- 2. 個人情報保護担当窓口は、本法人の事務局とする。
- 3. 個人情報保護方針ならびに担当窓口を本法人のウェブサイトに掲載することにより公表する。

(公告)

- 第 19 条 定款第5条の施行規則として、決算公告に関する事項を以下各号に定める。
 - (1) 公告の方法

電子公告法をとり、インターネット上の本法人のウェブサイトに掲載する。

(2) 公告の内容

貸借対照表を公告(掲載)しなければならない。

- (3) 開示期間
 - ア. 定時社員総会終結の日後5年間にわたり掲載することとする。
 - イ. ウェブサイトには、直近5年分を掲載することとする。

(規則の改廃)

第 20 条 本規則の改廃は、理事会が決定する。

改定履歴

制定(初版):2007年4月25日(定時総会にて承認)

改定 (第2版): 2007年11月

改定(第3版):2009年6月11日(定款変更への対応および見直し)

改定 (第4版): 2009年9月2日

改定(第5版):2010年12月8日(代表理事の任期)

改定(第6版):2012年3月31日(全面見直し、規則の体裁に変更)

改定(第7版):2012年9月26日(第14条2項追加、第15条(4)修正)

改定(第8版):2013年4月9日(第1条(2)修正、第3条 表1※2修正、第4条2項追加、 第16条1項追加)

改定(第9版):2014年8月5日(第11条(1)(3)追加、(2) ウ削除、(4)修正、第1

2条(2)修正、第2章 時期記載の修正)

改定(第10版):2014年9月2日(第2章第10条(2)ア修正)

改定(第11版):2015年12月4日(第3条(2)修正、第3条表1修正、第10条(3)修正、第14条図1修正、第15条(7)ア修正、第16条(2)ア・イ追加、(4)ア・イ追加、(5)修正、(6)(7)追加)

改定(第12版):2016年3月30日(第2章第10条(1)修正、第3章第16条修正)

改定(第13版):2016年10月14日(第3章第15条(4)ア、イ、ウ追加、(8)ア追記、 第16条(2)ア修正)

改定(第14版):2017年3月14日(第3条 表1*5修正、第10条(4)オ(ア)修正、 第11条(5)オ(ア)修正)

改定(第15版):2018年2月1日(第3条 表1修正、表1*8追加、第16条(6)(7) 修正)

改定(第16版):2018年4月20日(第4条3項追加)

改定(第17版):2019年2月6日(第4条1項(1)※追加)

改定(第18版):2019年7月4日(第3条1項(2)・(3)、表1*1・2・5修正)

改定(第19版):2020年4月17日(第1章第1条1項(2)修正、第3条表1修正、表1*

3修正、表*9追加、第4条(3)修正、第2章第12条(2)修正)

改定(第20版):2020年6月5日(第1条1項(4)修正)

改定(第21版):2020年9月8日(第9条第1項(2)修正)

改定(第22版):2020年11月10日(第8条第1項(3)修正)

改定(第23版):2020年12月10日(第10条第1項(4)ア・ウ、第11条第1項(5) ア・ウ修正)

改定(第24版):2022年8月10日(第4条第1項(1)2つ目の※追加)

改定(第25版):2023年3月27日(第1条(1)修正、第14条図1修正、第16条(1)

(5)削除、(3)修正)